

仕 様 書

本仕様書は、関係法令の定める基準に従い受水槽及び高架水槽並びに付属機器の清掃点検等を行い、給水施設から供給される水の安全衛生を確保するとともに、機器の正常な動作を維持し、児童生徒の健康保全及び機器の命数の延長を図るべく、下記のとおり誠意をもって業務遂行するよう定めたものである。

記

1 委託名 小中学校受水槽及び高架水槽清掃点検業務委託

2 委託箇所及び槽容量並びに形状

小中学校15校

個 所 名	容 量		形 状	
	受水槽	高架水槽	受水槽	高架水槽
原町第一小学校	33.75	7.50	SUS	SUS
原町第二小学校	24.00	12.00	SUS	SUS
原町第三小学校	24.00	—	SUS	—
高平小学校	20.00	6.00	SUS	SUS
大甕小学校	10.00	—	SUS	—
太田小学校	17.50	—	SUS	—
石神第一小学校	24.00	7.20	FRP	FRP
石神第二小学校	36.00	—	SUS	—
鹿島小学校	15.00	2.25	SUS	SUS
小高小学校	20.00	12.00	SUS	SUS
原町第一中学校	32.00	北 4.20 南 6.48	FRP	SUS SUS
原町第二中学校	20.00	10.00	FRP	FRP
石神中学校	24.00	6.00	SUS	SUS
鹿島中学校	22.50	3.00 3.00	SUS	FRP FRP
小高中学校	30.00	4.00 8.50	FRP	FRP FRP

3 委託期間 契約締結日から 令和9年1月29日 まで

4 実施時期及び回数 1回（長期休暇期間の夏又は冬に実施するもの）

5 清掃の範囲 第2項の施設に設置されている受水槽及び高架水槽並びに付属機器とする。

6 清掃方法

法令の定めるところにより、特に下記事項については、十分留意の上施行するものとする。

- ① 清掃専用的高圧洗浄機または、バキューム車を使用して完全に槽内の水抜きを行い、槽内壁面及び槽底の水あか、鉄錆及び水苔等を清掃専用ブラシ又は、高圧洗浄機等を使用して完全に除去し、塗装剥離部分は錆止め塗装を行うこと。
- ② 水抜き完了後、揚水ポンプの配線、配管等に異常がないかを点検し、異常が発見された場合、速やかに委託者へ報告し修繕を行うこと。なお、軽微な修繕（消耗品の交換等）については受託者の負担とするが、大掛りになるものについては、委託者の負担とする。軽微であるか否かの判断

については、両者協議の上決定することとする。

- ③ ボールタップ満減水警報装置、揚水ポンプ吸込管及びフード弁等の付属品の錆落とし及び清掃を行うこと。
- ④ 槽内の清掃用具は、すべて次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 50～100PPM）により各清掃場所において専用の消毒場所を設けたうえで完全に消毒したものを使用すること。
- ⑤ 作業者は原則として 3 名以上とし、入槽前に必ず手足を石鹼等にて洗い、さらに次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 50～100PPM）により消毒すること、又、入槽直前に必ず長靴等を消毒するものとする。（消毒している各施設別の写真を必ず添付すること）。
- ⑥ 作業にあたっては、槽内の換気及び感電の防止に注意し事故の防止に努めること。
- ⑦ 槽内清掃後、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 50～100PPM）により槽内を丁寧に消毒すること。各槽内の消毒を 2 回実施し、消毒後それぞれ 30 分以上放置するものとする。
- ⑧ 水槽の清掃後は、さらに槽内の水洗いを行い充水にあたっては、付属器の作動テストを行い正常に作動することを確認する事とし、これらテストの際には、施設管理者等の立会いを得ること。
- ⑨ 充水後末端の給水栓（蛇口）について、残留塩素の測定を行うこととし、この場合において採水すべき給水栓（蛇口）は、施設管理者等の指示するものによること。

7 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8 その他

- ① 清掃作業状況報告等については、貯水槽の清掃前の全体および外観写真と貯水槽内部の、経過（作業中）及び完了後の現場写真に清掃作業員の作業前の衛生管理上の確認写真を清掃委託施設毎に撮影し記録すること。
- ② 清掃完了後、水張りを行い、PH及び残留塩素の測定を行い、所定の試験機関により、建築物衛生法施行規則第 4 条に基づく水質検査を行うものとする。当該検査手数料は受託者の負担とする。
- ③ 契約金額の範囲内で措置できる軽微な修理及び部品交換（消耗品等）は、請負者の負担とする。
- ④ ③以外で、水槽本体に関する修繕等は、委託者の負担とし、これら修繕を要する箇所について、清掃当日に修理できないことについては、清掃業務完了後見積書を委託者まで提出すること。
- ⑤ 請負者は、契約締結の際、現場代理人届、作業行程表、経歴書等を添付すること。
- ⑥ 清掃業務完了後、上記⑤の書類のほか委託業務完了報告書、各設備機器の点検報告書を作成、水質試験検査報告書に現場写真を添付して請求書を提出すること。
- ⑦ 本業務を遂行するにあたり、“建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 28 条第 4 号”の規定により厚生労働大臣の指定する貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了したことを証明する「修了証書」の写し、若しくは貯水槽清掃作業監督者の登録を証明する書類、並びに“建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項”の清掃業の登録をしたことを証明する「建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書」の写しを提出するものとする。